

Title	『安芸巖島縁記』 解題・ 翻刻
Sub Title	
Author	石川, 透(Ishikawa, Tohru)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1994
Jtitle	三田國文 No.21 (1994. 12) ,p.32- 43
JaLC DOI	10.14991/002.19941200-0032
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19941200-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『安芸厳島縁記』解題・翻刻

石川 透

解題

ここに紹介する『安芸厳島縁記』は、本誌第十九号に紹介した『いつく島縁起(上)』とは別の、安永二年の書写奥書をもつ写本である。第十九号にも記したように、『厳島の本地』には、江戸時代の写本が多く現存し、これら以外にも、筆者の手元には、写本がある。本書は、『いつく島縁起(上)』と同じく、「増訂室町時代物語類現存本簡明目録」のいう、C類本に属するようであるが、本文的には独自の部分も多い。本書の書誌は、以下の通りである。

所蔵、架蔵

形態、袋綴、一冊

時代、安永二年写

寸法、竪二四・七糎、横一七・二糎

表紙、茶色表紙

外題、「芸州厳島縁記」と打付け書き

扉題、「芸州厳島縁記」

内題、「安芸厳島縁記」

料紙、斐楮交漉紙

丁数、二四丁

行数、一二行

字高、約二〇・五糎

翻刻に際して、本文は底本のおもかげを残すように努めたが、漢字・異体字はおおむね現行書体に改めた。また、私に句点・読点・「」「」括弧等を記し、改行も加えて読解の便宜をはかったが、煩瑣になるので(ママ)は記さなかった。なお、記号のうち、() は見せ消ち部分を、() は補入部分を表す。

安芸厳島縁記

抑、厳島大明神と申奉るは、我朝推古天皇の御代、端正五年甲申、十二月十三日、秋津島、仙陽道、安芸国、佐伯郡、なり木村に、衆生さいとの為、跡をたれ給ふ。

彼大明神の御本地を、くわしく尋奉るに、十六の大国、五百の中国、十千の小国、無量のそくさん国の其中に、一の国有。

その国、名をは、とうせう国と付給ふ。

其中に、一人の王御座。御名をは、とうせん王と申ける。又、天竺の習にて、千人の後御座。此君、内裏を出給ふ。二人あつて、御幸ならせ給ふに、三月中旬の比、南殿に出御有て、四方の気色をくわんし御座に、しやくせんたんの木の下に、つはさのすをかけたるを、御覽して、「あわれなるかな。むまれて七十余日、わかれ、後に、同じく羽をならへしに、況、大國の王として、千人の後を持たから、今迄、王子、一人もなからん事、いかせん」と思召、仏神に祈り給ひければ、一人の後、御くわい人とならせ給ひ、月の数積り、御誕生なるに、王子にて御座。御よろこひ限りなし。

七才にて、御位に付給ふ。御名をは、善才王と申ける。十三と申には、大國の習にて、先、百人の後をそなへ給ふ。

扱又、拾式代伝わりたる、御宝の扇子、三本候ひける。此扇子の中に、三つの絵をそ書たりける。一には、居ながら、三千大世界を、目の前に見るやうに書。二には、こんていのほげきやうを書給ふ。三には、天下第一の、みめいつくしき女房を書うつしたる。此扇子をは、御父王、御手をはなしおかせ給ふ事なし。何としてか、御手をはなち給ふて有を、善才王、取上げ御らん有に、うつくし事限りなし。

扱、此扇子絵の女房を、御心に懸給ひ、御のふとならせ給ひ、すてに、内裏のさわきと成て、大王も聞召、「何事にても渡らせ給ふへきにや」と、せんし有ければ、臣下、承、申やう、「是は、扇子の中の絵女房を、うはの空に恋給ふゆへなり。今、西条國の足引の宮と申こそ、此絵にもまさるへき、天下一のみ

め能女房と承候」と語奉か、扱も、せん才王の御のふは、今を限りと見へ給ふ。

斯にまた、君に拾式代伝りたる御宝有。何かと申に、つはさにて候ひけり。此つはさ、頭は白く、羽は黒く、身は青し。はしは赤く、足は黄なり。五色なればとて、五鳥と名付け給ふ。此五色鳥、善才王の御前に参り、申けるやうは、「いかに、君、嘆かせ給ふぞ。西条國の足引の宮こそ、天下一の女房にて渡らせ給ふ。抑、西条國の道と申は、六年に行着、帰るも六年にて、十二年なり。海上まなくとして、羽を休へき便りなし。我、若き時の、盛なる比ならば、此みか御使申さんや。其上、我は、御身第一の宝なり。我うせなは、君の御大事成」と申ければ、彌、御歎きと成給ふ。

折節、卯月の初、郭公、雲井はるかに音信ければ、

さつき闇おとつれて行郭公

こひするわれにこゑな聞せそ
かやうに、なげかせ給へは、五鳥、見奉り、御前に参り、「さらは、御玉章を遊せ。御使申さん」と申ければ、善才王聞召、「汝は、我に第一のたからなる」とて、たゞ、いよ／＼なげきまさりけり。

御のふは、彌おもく成給へは、くきやう殿上人、参りて、くわんかくを初奉りしに、くわんけん過ければ、善才王、御なげきの御口すさみの有しを、ある臣下聞て、則大王へ参り、申けるは、「善才王の御のふは、別の御事にては、有まし。こよひ、くわんかくの候つるに、御口すさみの有しは、正しく恋の病ひ」と申奉る。

大王聞召、「やすき御事なり。千人の後の内にて、又、天下ならひの事なるとも、心にまかせ申へし」と、思召けれとも、「是は、扇子の中の絵女房を御らんして、恋し給へは、さらに、御返しなし」とのせんしなり。

有臣下申奉るは、「古、ひるやもんの妹、吉祥天女と申人を書写したるとかや承る。今は、名のみ残て主はなし。唯思ひ給へと被仰出可然」と申ければ、扱又、有臣下、是を聞、善才王へ其通申上ければ、「いやとよ、是より西に国あり。其国の名をは、西条国といふ。国の名をは、天日王と申。其三番めに当り給ふ姫は、いかゝ有へき」と被仰ければ、御前に有し五鳥、申やう、「今様に、御大事に見へさせ給ふ上は、命をたにも奉るへし。拾貳年の間はせつな也。たのもしく思召、まち給へ。急御使申へし」と申上ければ、善才王、斜におほしめし、かうろきの墨をすり、筆染たまひ、紅のたん紙引重ね、遊しける。

夢にたにまたみぬ人のこひしきは

むまれぬ先のちきり成けり

「行末知らず」と遊して、五鳥にたまわる。

五鳥は、御玉章を請取、左の羽におさめ、御前を立さり、彼旅に、おもむき飛行程に、海上まんくとして、雲の波をしのぎつゝ、昼は日の入方を西と思ひ、夜は四そこの星の目に懸て、朝暮、飛行けるほとに、都を出て五十四日と申には、西より吹くる風、はけしくて、羽かいてもさかり、身もつかれ、心もよわく成ければ、五鳥申やう、「我は、是、東城国の有主、善才王の御使也。いかてか、此せんしを、むなくして、此海のもくすとすへきや。やすむへき便をあたへてたひ給ひ、竜宮神」

とよはわりける。

竜神も、哀とおもひ、万かうの歳はつもりたる竜、浮出、島となりしほとに、五鳥、羽をやすめ、こけをむしり、餓をしのぎ、又飛行ほとに、八十五日と申には、西条国へそ着給ふ。

天日王の御内裏へ参り、花園に三日遊しに、三日の早天に、波のかすと申女房、是を見て、「いまた見なれぬ美敷鳥、花園に遊び候」と申ける。

姫君、みすを打上けて、御らんし、「是は、仏の国に有と聞、くしやく、ほうおう、かりやうひんか鳥とは、是やらん」と仰有ける所に、彼五鳥、玉章を御前に落し奉る。

姫君、何となく、取あけ、御らん有ければ、なんゑんふたいしやう天か下にまします、善才王の御玉章なり。御返し仕たるとても、此世のちきり、よも成ましく、女房達、「とかく御返事」と申ければ、

ますかゝみ影見るからにあこかれて

我身もそらに成ぬへきかな

と遊し、五鳥に渡し給へは、五鳥は、御返事を請取、御前を立さり、上下百七十日と申には、本東条国へそかへりける。

善才王、斜すに喜、御返し御ゑいらんあるに、うつくしき文字の習も、なつかしき御座とて、今一しほの御おもひまさり、御のふは、猶もおもくならせ給ふ。

其夜の御夢に、千人の大工を集め、桑の木千本切て、本切のふとき所にて、くせい船をつくり、すんぎりのほそきにては、忍ひの車を作り給ひて、船には、くきやう臣下等に乗せ、車には、天皇召れて、五鳥は、なかへに乗り、渡り給は、船も車

も万里を飛へし、と御覽し給ふ。

善才王、よろこひ給ひて、則、千人の大工を召れ、千本の桑の木を切せ、ほとなく、くせいの船、四いの車を造り、船には、くきやう臣下を乗せ、車には、天王召れ、五鳥は、中ゑに参り、はるかのかの(御夢之通、船作り置)波路に漕出し給へは、百千万のいかつち、なり渡り、波風荒く成ければ、龍王え申給ふは、「我は、是、東条国の善才王也」とて、きせいを懸け給へは、たちまち、波風しつかになり、船も車も、西条国へそ着にける。

扱、天日王、昼寝して御座有しに、御夢に、歳比、二十計のせんようの、思ひに打しほれたる風情にて、内のほとりに寄りかゝり、涙くみてわたらせ給ふ、と御らんし、うち驚給へは、又、召任せ給ふ、御内のはした、しつの姫と申か来り、地にふして申やう、「いかに、わか君、かく打とけておはしますは。東条国の善才王、足引の姫を恋かね、只今、渡らせ給ふ也」と申せは、天王、聞召、御むそうと、しつか申せしと、思ひ合て侍りけり。

「是は、名高王なり」とて、内裏を立給ひ、色々の御もうけ、御取持の御用意ありしうち、しつか申ことく、御車は、はや、なんりやうてんに入給ふにより、御対面有て、色々の御もてなし限なし。

扱、天日王より、此由を、足引の宮《也》(え)仰遣わされければ、御返事には、「今三年御待候へ。三世の諸仏へ御願之事候へは、是へ御出の事、叶ひ候まし」と有ければ、大王、聞召、「はるかに渡らせ給ふ君を、いかておくへきか」と、一日

は、かうしをへたて、二日は、みずをへたて、三日と申には、同し所へ居給ひてそ有けり。

扱、姫宮となれさせ、御ちきり浅からず、天にあらはひよくの鳥、地にあらはれんりの枝と、ちきり給ふ。

三年の過たるは、夢なるや、扱も、くきやう臣下、申されけるは、「いかに君、聞召。すてにはや、東条国を出給ひては、三年三月に、はやなりぬ。東条国には、君御帰なきとて、天下の歎、国のさわきに候はん。くわんきよ有へき」よし、申されければ、善才王、聞召、「姫宮と離れては、一時も有へからす」とのせんしなり。

五鳥、参りて申やう、「何となるとも、御たはかりやまぬそや。姫宮をすかしまいらせてのち、君、くわんきよあるへし、とならば、定而、御旅の御祈の御神樂とて、内侍所の御まつりと有へし。そのまきれに、乗て御渡車の組を御覽候へと、御物語り成、姫宮と御手を組、乗らせ給ひて、くきやう臣下も、忍ひ船に乗り給ふへし。五鳥は、中ゑに参へし」と申せは、「其儀、尤しかるへし」とて、色々すかし奉り、車に引のせ参らせ、船、程なく出にけり。

姫宮は、「御すいてん、おそく成し。かへり申せん」との給ひて、物見をもひらきて見給へは、海上まんくたり。「こはいかに。我は、いつくえ、ともなひて行給ふやらん。あわれみの父、かなしみの母をふり捨て、かなしや」ときへ入て、泣ふ。善才王は、物見をたて給ひ、「あわれみの父、かなしみの母共に、われをたのみ給へ」と、色々すかしなため給ふ。はるか波路を過ぎ給ふ。

彼の五鳥、一羽あをては、船も車とり、万里を飛かごとくなり。日数へて、東条国へそ着給ふ。

やかて、南殿に車を入給ひければ、姫宮、歎きのあまりに宣給ふは、「我が父母君の仰には、我姿を、日に三度みせよ、と仰つるに、嗚御歎あらん」と、天におのゝき、地にふして、かなしみ給ふ。父大王、母君は、旅の空の御祈の御神業をそ始め給ふ。

去程に、東条国の大王は、此由を聞召、仰けるやうは、「千人の後達、日をかゝさず、五十人宛行て、宮仕申給へ」と有ければ、后達、行見参らせ給へは、誠に、あたりもかゝやく計なり。御姿を見れば、春の花、秋に月にもありぬへし。

扱、千人の後達、寄合、仰けるやうは、「此姫宮を、大王御らんしては、我こときの面々を、よもや、物の数とは、思ひ給ふまし。姫宮を御覧なき先きに、うしなひ申さん」とて、姫宮の姿作り、赤き衣を着せ、七尺にあなをほり、扱、作りし女の髪を切、大わらわになし、時を作り、のろひ給へとも、とかましまさぬ人なれば、その印、更になし。

其中に、善才王の御母君は、「われくゝ形ちの悪し敷は、前世のつみ深き故なり」とありけれ共、千人の後達に、すゝめ申されて、ちからなく渡り給ふ。

扱、またたこく、はらなひ国のさかひに、行末まで見るやうなる、はかせのありしを、后達、召寄られ、「我ことくゝむねをやむへし。其時は、おん身を召されて、うらなわせ給ふへし。其時は、个様くゝに申給へ」と、委敷おしへ給ひて、千人の後達より、きぬ菅疋、金子菅疋、給わつて、帰へけり。

夫よりして、千人の後達、一度に胸を病給ふゆへ、内裏のうち、物さわかしく成にけり。大王、大きに驚き給ふ。

折節、千人の後達、申されるは、「まかた国、はらない国の境にこそ、まさしく、さう人有と承り候。ねかわくは、是をめし寄せられ、御うらなわせられ候へかし」と申上ければ、頓而、召寄られ、御尋有りしに、兼而、おしへたる事なれば、おしへのまゝにぞ申けり。

「此やまいと申は、一大事の御病也。十三年の内には、皆々うせ過給へし。此薬には、是より北に国有り、其国の名をは、鬼満国と申て、鬼のすむ国也。片道六年に行着也。此国に山有り、名は中山と申なり。彼山に、おしろやくそうと申て、薬になる草有り。是を、善才王に取寄給わんか、国らす薬と成へし」とぞ、うらなひける。

大王、聞召、頓而、善才王を召て、うらないのことく、御物語り有。善才王、后達の工みとは、夢にも知り給わす、大王勅命そむきかたくして、りやうせうし給ふ。

扱、我か内裏へ帰り給ひて、后に、此由をかくとの給へは、「われ、すてに、父母に遠く成参らせては、御君彦人ならて、頼奉る人もなし。我をは、何となし給ふそや。ねかわくは、ともなひ給へ」と有ければ、善才王、の給ふは、「此旅のと申は、片道六年なり。鬼のすむ国なれば、昼夜心に隙もなし。思ひも寄らぬ事なる」とあれば、后の仰には、「彼国と申は、鬼のすむ国にて、薬をは、みめ能男千人に替へて取と承る。君彦人にては、叶ひ給ふまし。かく承り候へは、ゆへなく御帰らあらんこと、成かたし」とかなしみ給へは、善才王、の給ふは、「大

王のせんしなれば、そむきかたく思召。十二年の行帰りととは、夫も程あらし。頼而、帰りにて、ま見へまいらせん」と、御心よく出させ給へは、后、涙にむせひ給ひて、

帰るともかいもあらしなしら波の
立なん後は君を見るへし

后、遊しければ、善才王、返歌に、

今こむと思ひて出るわかれたに

かなしかるへき今朝の明ほの
个様に遊し給ひて、彼旅に趣き給ふ。

扱又、千人の後達は、限りなく悦ひ給へ、あさか山と申、下男のわらへをかたらい、数の小袖をとらせて、「善才王の内裏へ参りて、此うたをゑひすへし」とおしへ給ふ。

あさか山ひかりさやけき玉の井に

しはしの影に休む姫宮

彼わらんへ、何とも知らさりし事なれば、千人の後達のおしへのことくに、彼足引の宮の、歎かなしみ給ふ中へ参り、おしへられし歌をは、詠しけり。

扱、千人の後達、皆引つれて、大王の内裏へ参り、申けるやうは、「女ほと、はかなきものはなく候。きのふまで、善才王のましまし給ふ内裏、あさかと申男を入れて、ふみけかし給ふ」と、さゝやきければ、大王の仰には、「夫は有ましく事なり。

父母、古郷をふり捨、一人頼たる善才王にもはなれ、歎かなしみ給ふは、理り也。五十人、三十人宛、寄合、慰給ふ事はなくして、結句、あしさまの事をゆい申ものかな」と仰ければ、各、ないなげに帰りに給ふ。

扱、いかゝすべきとて、あらけなきものふ六人、かたらひ、色々の小袖を給わつて、申けるは、「扱、善才王の後、足引の宮をは、大王のせんしを給わつて、失ひ申はつ也。是より西に国有。二十日路行て、深山あり。此山の名をは、かうひくせんと言なり。其山のこんとうかみね、しやくまくの岩と申所也。此所へ連行、首を切へし。是こそ大王のせんしなり」とて、はくそといふつるきをそ渡しけり。

扱、ものゝふともは、善才王の内裏へ参り、申けるやうは、「いかに、后、聞しめせ。大王のせんしにて候。とくく、此内裏を出させ給へ」と申ければ、此由、后、聞召、「是は、夢かや、うつゝかや。何と成り行世の中そや」と、かなしみおわします。

武士共は、「時刻をうつすまし」とて、すくに、大ゆかにあかり、錦の御しとね、ふまんとす。

その時、後の仰には、「いかに、慥に承候へ。我こそ、くわほうつたなき身なりとも、昨日迄は、一天の君の、住せ給ひしきよくてんを、いかて、なんちら、けかし申へき」とて、十二ひとへ、紅のはかま、そはを取て、こんていの法花経の五の巻を読上げ、御手に持給ひて、出させ給ふ。誠に、あたりもかゝやく計なり。

とし比は余所に思ひし玉すたれ
何をおしみて我とがむらん

と、遊し給ひて、出させ給ふ。
武士は、なさけなく走り寄り、十二ひとへを、はきとりて、あさのきぬに、御身をやつし、御くしを手にからまきて、中に

ひつさけて、「髪をはゆるせ」と仰ければ、追ひく、あゆませけり。足よりも、ち流れければ、あゆませ給ふ御跡は、さながら、紅のこたく見へにけり。

其時、一しゆ読給ふ。

紅の雲に成ぬる我身かな

たなひくそらのかすみならねと

个様遊し給ひ、「只同じくは、爰にて失ひ候へ」と、こゑを上てさけひ給へは、中にも、情有武士有て、まきのと申所より、足けの馬を引寄せ、のせ奉り、二十日路と申道なれば、三十日には、かうひくせん、こんとうかみね、しやくまくの岩の上こそ、着にけり。

扱、西にむかせ、御首を打まいらせんとしける所に、つるき、たんくにおれて、后は、何し、かわらせ給ふ事もなく、后、仰けるは、「いかに、なんしら、承われ。善才王、西条国に、三年送而ましまし、我、東条国に、一年居給へは、何をかつ、むへき。身も只ならずして、今ははや、七月となり、すてに、一天の君、たひ内に、やとらせ給へは、我首、よもきれし。しはし、立のき候へ」とて、后、体内にましく、御子に、仰られるやうは、「聞召。王そんは、七月になれば、体内にて、耳を聞せ給ふとなり。かほと、くわほうなき、みつからか体に、やとり候はんより、いそぎ、生れさせ給へ。武士の手にかゝり、うせん」と、有りければ、頓而、誕生あり。

御らんあれば、誠に、あたりもかゝやく計なり。しやうじんの王子にて、渡せ給ふ。中々、一しほの御おもひまし、なげきかなしみ給ふ事、限りなし。

扱、武士を召寄せ、「いかに、承か。あの谷に、音する水をくみ参らせよ。王子にも、うふゆを引、我も、さいこの水呑まん」と仰ければ、武士、申やう、「近く聞へ候へ共、十八町程の水なれば、叶まし」と申。

又、其中に、情有武士有て、申けるは、「しはし、御待候へ。水、取て参らせん」とて、はるかか谷におり、甲のはちに、水を入、后に奉る。

后、悦ひ、王子にも、うふ湯を引せ参らせ、我も、さいこの水を呑まんとして、其後、「王子、聞給へ。都にて有ならば、錦のしとねの上にも有へきに、此岩の上にて、かゝるうき身を見給ふ事こそ、ふしきなれ」とも歎き給ふ。武士、是を見て、さすが岩木にあらされは、袖をしほらぬはなし。

扱、后は、御くしを七つに結わけ、一ふきの髪は、梵天帝釈に奉り、王子ゆへおくり給へ、一ふきの髪は、えんま王、一ふきは、りうくうせうとへ手向、一ふきは、父母、一ふき、此山のころうやかんにほとこすとして、右の御手にて、王子をいたき、左の御手にて、しやくまかの岩をおさへて、

みなし子をそたつる山の竜田ひめ

秋のこの葉もあらくちらすな

と遊し、高声に、念仏十へんとなへ奉り、「今ははや、とくく」と有ければ、武士、つるきを抜て、御後に廻り、立寄れば、御首は、前の岩の上こそ、落給ふ。むなしきからは、後の山によりかゝり、王子をいたきとおわします。

ころ、三月十五日、午の刻とかや、此有様より、武士共、見奉り、後悔して、岩の上にたをれふし、こゑもおしますさけひ

けり。六人の武士共、五人は、元結切て出家し、修行仕、今晝人は、御首を持、本の王宮へ帰りける。帰る道にて、「爰にては、何と仰ける物を、かしこにては、何との給ひしに」と、なぐく／＼王宮へそ帰りけり。

后達に、御首をまいらせける。千人の後達、御首を請取、悦ひ給ひて、此首をは、ふみ板の下に埋へきよし、定め給ふ。

其中に、善才王の御母上、の給ひけるは、「思まゝに失ひ給へつる上は、何かくるしかるへき。此首をは、自に給わり候へ」と有ければ、后達は、うなつきあいて、首を渡されける。

彼后は、首を請取給ひて、るりの手箱におさめおき、六万遍の念仏を申、足引の宮の御為とて、と《ふ》(も)らい給ふそあわれなる。

扱又、大王には、「足引の宮は、あさか山と云下男の子を、くわいにんし、うみ給ふとて、果させ給ひける」と、千人の後達、申させ給ひける。

去程に、かうひくせんの王子、御首なき母上のちふさに添て御座に、御首の切めより、かんろ流れ出、夫を被召上てそおわします。ころうやかんは、あつまりて、ふくせんとする。

其時、山の神、来り給ひて、「いかに情しらぬ、ころうやかんなり共、能承へ。髪を七つに結わけ、なんちら迄ほとこし、王子を守れと、ちかい給ふ事をは、しらぬそや。能々守れ」と仰けり。

扱、王子、五歳と申秋の比、後の体みたれ、骨もくつれければ、王子は、いか／＼せんと歎き給ふ。后失せ給ひし跡より、きん草と云くさ、はへたるを、王子、取て被召上けり。

扱、ころうやかん共は、あつまりて、色々の花を参らせ、木のみをひろいて、王子にこそ参らせけり。冬は、木の葉をあつめ、其中におき、あたゝめ奉る。王子、朝暮見給ふ物とは、ころうやかんなり。

比は、神無月十日余りの事なるに、四方の山しくれ渡り、物さびしき折節、からす三羽飛来り、木の枝にとまり、大き成は上にとまり、ちいさきからすは、中につわ下にとまり居て、中なるからすが、「父母」と申を、王子、御覽して、仰ける様は、「何をか、われも父母と申さん」と、嘆きかなしみ給ひしに、其夜の御夢に、母上、まみへ給ひ、「いかに、王子。ふかくはなけき給ふなよ。我白骨を、能岩の下に取おさめ置給ふへし。御身の影に立添て、守へし。御歳拾式に成給ふ秋のころ、東条国より、父善才王、尋て此山へ来り給ふへし。其時、『いか成者か』」とひ給は、父をは、東条国の善才王、母をは、西条国の足引の宮と申也。母は、無実のつみにしつみ給ひ、爰にて武士共の手にかゝり、我をは七月と申にて、此山にうみ置給ひ、此所にて、首を切られ給ひて、今年は、はや十二年に成申」とこたへし。又、われこひしきは、西方浄土におわします南無阿弥陀仏と、朝暮となへ奉れ」と、おしへ給ひて、かきけす様に失せ給ふ。

王子、おしへのごとく、母のこひしさに、かの念仏となへ、扱、十二年を過し給ふと也。

十二年と申秋のころ、善才王、鬼満国より、彼葉を取て、帰らせ給ひ、千人の後達に、かの葉をあたへ給ふなり。

扱、善才王は、我内裏へ入給ひて、見給へは、ちかく、人の

住し気色もなし。軒には、さゝかにの糸を引、雨風もたまらぬ風情にて有けるを、善才王は、御らんして、ちやうていにふしまろひ、「こは、いかに」と嘆き給ふ。

歳久召任せ給ふ女房、忝人、御前に参り、申上げるは、「君、鬼満国へ御出の後、程なくして、御後は、無実の咎をいゝ付られ給ひて、行かたしらす、うせ給ひ奉る」と、涙を流し申ければ、善才王、とかうの事もの給わす、御涙にむせひ給ひておはします。

扱、常盤と申女房、御姿を見奉り、「君の御歎き、見るへにも《も》かなしく候」と申は、善才王は、后もろともにと歎き給ふ。

其時、有臣下、申奉るは、「是より西へ、二十日路行て、かうひくせんと申山有。天竺魔王の住所にて候と承候へは、その辺にてそ、失ひ候はん。是へ御尋候へ」と申ければ、善才王は、夫よりも、只忝人、内裏を忍び出給ひ、おゝくの難所をしのぎ行給ふ程に、木の本にまとろみ給へは、御夢に、紅の袴着し、白ききぬをひつかつきたる女房、忝人、露にうたれ、物おもふ風情にて、うしろむきて立たるを、いか成人やらんとて、上のきぬを引のけ、見給へは、御尋ましましたける、足引の宮にておはします。

「是は、いかに。何とて、われに物おもわせ給ふ」と、うちうらみの給へは、其時、後のいわく、「扱、自こそ、御身をうらみ申なり。父母をふり捨、君計頼み申所に、情なくも捨置給ひ、鬼満国へ行給ふ。御留守にて、千人の後達、ねたみ給ひて、無実の難を云かけ、武士の手にかけさせ、此山にてのくるしみ、

語るにつきます。我身、只ならずして、七月になりしにつき、王子、誕生ならせ給ひ、王子は、此山の神、あわれみ給へは、ころやかんに至る迄、父母のことくに、養ひはんへるなり。御心さし深くは、我姿を、本のことく、御祈かへし給へと、我白骨をは、王子にとひ給へ。岩の下より取出すへし。夫より以て、是より南え九十日行は、国有り。名をは、かひらへ国と申也。すいひのむろと申所に、御名をは、ふゆ上人と申こそ、死にたる者を、本のことく、祈りかへし給ふなり。是へ尋行給ふへし。今ははや、いとま申さん」とて、かきけすやうに失給ふ。

善才王は、うちおとろき、見給へは、夢なり。扱、念仏申声、かすかに聞へければ、「あらふしきや。かゝるおそろしき所に、人間の比、よもすむまし。てんくか」とて、声につき尋給へは、歳の比、七つ八つ計の、身は、こけむしたる、童子忝人、ころうやかんの足に、まきれたるを、御覧して、「いか成物そ。人間か、又は、てんくのしよいか。しはし止まれ。物とわん」と仰りければ、其時、立とまり、王子、申させ給ふやう、「我は、天狗、魔王にてもなし。父は、東条国の善才王、母は、西条国の足引の宮と申候。父、鬼満国の御留守に、千人の後達、無実の事云つけられ、我をは、腹に持せ給ひ、七月と申に、武士の手に懸り給ふなり。我をは、武士に暇をかひ、誕生し給ふ。此拾貳年之間、ころうやかに、やしなわれて、世を送りさむるう也」との給へは、善才王、聞召、「我こそ、汝か父、善才王なり。是へ参れ」と、仰られければ、「父とは申ながら、十善の玉をけかし申へき」とて、谷におり、御身を清め給ひて、父上へ御より給へは、御涙にむせひ、「かく、形身の有つる事

よ」とて、古の御物語し給ひ、「扱、母の骨は、いつくに有そ」と、仰られければ、ある岩の間へ、指をさし、とり出し、善才王の前に置給ふ。善才王、御覧し、御涙、ひとしほの御思ひ、増にけり。

扱、後の、夢の御つけにまかせ、御骨を持給ひて、王子を引くし、かひら国へ渡らせ給ふ。ほとなく、すいひのむろへ着給ふ。岩屋に持のそき、「物申さん」と有ければ、「たそや。此岩屋へ、人間、通所にてなし」とて、出させ給ふを見給へは、香の煙にふすほれて、ひたいには、四海の波をたゝみ、まゆには、霜をたれ、はくたるひしりなり。「いか成人ぞ」と、とわせ給ふ。

「我は、東条国の主、善才王と申者なり。妻の、はかなくなくなりしを、歎きかなしむ所に、すいめんの内、夢のつけにまかせ、此岩屋へ尋参りて候なり。后を、もとの姿に、祈りかへしてたひ給は、有かたかるへし。頼奉る」との給へは、ひちりは、内へ入せ給ひて、善才王を岩屋へ請し、「扱、后、過させ給ひて、いか程に成給ふぞ」と、とひ給ふ。

「はや、十二年に成候」と、の給へは、上人、聞召、「もはや、叶まし。一とせ二とせ之間こそ、たやすく、せめて、五六年にてもあらはこそ。是は、はや、十二年と候へは、思ひもよらぬ事なれとも、あまり御歎候間、祈りかへし申へく候へは、百三十日には、又、みたれ候間、同じ御歎き」と有れば、善才王、の給ふは、「恋しき人をは、夢にてさへ慰候。まして、百三十日とは、長き契りにて候」と、悦申給へは、「扱、死たる人、一年なれば、一七日いのり給ふ。二年なれば、二七日祈給ふ。是は、はや、十二年にて候へは、二百日祈り候へし」とて、

こかねの板に金の筵を敷、大き成ほね、ちいさきほね、ちらさす、ならへ給ふ也。

御首の骨なかりければ、いかゞせんとなり。「定而、東条国に有へし」と、あるによつて、ひちり、王子を、「とりに行へし」、ひぢりのつるきを取出し、あたへ給ひて、東条国へやり給ふ。

本の王宮へ行給ひて、東せん王に、此由を一々に申給へは、「夢にもしらぬ」と仰ける。

扱、彼千人の後達は、親の敵の御事なれば、王子、劔を抜て、ふり給へは、千人の後達の首、一度に、はらりと落にけり。其中に、一人の後、かわらせ給ふ事なし。是は、善才王の御母君也。此後の仰には、「足引の宮の御首、是に有」と仰ける。くわしく尋給へは、南の花崗に置せ給ふを、取出し、るりの手箱の中より、御首の骨を取出し給ひて、王子、渡し給ふを、請取、かひら国へそ、飛給ふ。

扱、御骨を、揃へならへ給ひて、衣を引かつけ、たんをかまへ、折給ふ。日数重り給ふあまり、御ゆかしさに、二百日、祈給ふを、百九十七日と申には、上の衣引のけ見給へは、本の御姿、少もかわらせ給されは、おこし立給ふなり。ころは、九月十四日、午の刻とかや。

扱、善才王、不斜悦ひ給ひ、互に御涙にむせひて、あわれそまさりける。

扱、善才王は、夫よりも、三年、薪をひろひ給へは、后、王子は、谷の水をむすひ、ひぢりの御恩を送り給ふ。其時、上人の仰には、「此国は、ほんふの住所に而候はず」とて、「神通飛

車にのせ、送り申へし」と有ければ、善才王、后、よろこひ給ひて、御車に召れければ、ひちりは、三つのけんを取出し、「此劍、とまりたらん所を、住かと定め給へ」と、南にむいてなげ給へは、一つは、竜宮浄土へとまり、一つは、小国へとまり、一つは、おんかの島にとまりける。

飛車は、小国へ飛給ふなり。内裏を作り、住せ給ふときに、西条国の親兄弟、皆々、しやう国へ御渡り有て、御对面被成、御悦限りなし。

善才王、いか成事にや、後の御妹子に、御心を移し給ひ、ふかき御思ひとなりけり。后は、此をうらみ給ひ、「かゝる浮世にあればこそ、物うき事もあれ」とて、又、飛車に召て飛給ふ。

ついに、日本へ、端正甲申、十二月十三日、午の刻に、秋津島、伊予の国にそ落着給ふ。

爰に、白難波に、壱つの鹿有り。此鹿のこゑ聞人、皆、驚さるはなかりけり。此時、推古天王の勅定として、彼国の住人、佐伯の藏人と申者に、此鹿を取て参すへきよし、仰付られける。

藏人、みんせんを承り、「只世の常の弓矢にては叶ひ候まし」とて、和泉の国の郡へ行て、金の弓金の矢を作り、彼所へ下り、ねろふ程に、彼鹿を射留て、天王へ奉る。

彼鹿の毛、常の鹿にあらず。日月星、あさやかにして、毛の色、さなから金色なり。天王、御覧有て、「生なから取てまいらすして、射取たる事、もつたいなし。よの常の鹿なりとも、せつかい、つみふかし。日月星なり。天のおそれ有」とて、藏人をは、安芸国と周防の国とのさかいに、大竹と云所へなかし給ふ。

せめての慰とて、網をもつて、おんかの島あたりを、すくふ所に、西より、紅の帆かけたる船来りて、近くなるを見れば、金銀るりなり。苦の上には、ほこを立、苦の内には、誠にけ高き美女、壱人おわします。

藏人、申けるは、「いか成国の人にてましますぞ」と、申ければ、答ての給ふは、「我、是、南天竺の西条国の姫宮なり。日本、安芸国に来る事は、おうせうに近付、衆生済度の為なり。われ、既に、此所に而望有。はやく、よねを、潮にて洗ひ参らせよ」と有ければ、藏人、「さらは」とて、くろますの宮に船をよせ、櫂を取てまいり、「其数いかほとそ」と、とい奉れば、「左は八つ、右は九つ、中は十六」と仰ける。藏人、仰蒙り、三十三膳備へ奉る。

扱、黒ますの宮に船を寄せ、宮の体御覧して、「天竺のおか島にもさも似たり」とて、滝の浦三竹の浜に、跡をたれ給ひ、御宝前并百八拾間之回廊を立給ひけるに、「是程の島も見す、いつくしき島」と、仰有るにより、夫より敵島とそ申なり。

御たくせんにより、まつはしめに而、かり殿を立て、入奉れば、則大権前と申也。足引の宮の御事にて、御本地は、大そうかい、大日如来にて御座。

又、跡より、善才王、たつねさせ給ひて、入せ給へは、「まれ人の御入候」と、仰有によつて社、まろうとの権前と申也。是は、善才王の御事に而、御本地は、ひしやもんでんに御座。滝の権前と申は、からひくせんの王子の御事也。御本地は、観世音。

又、ひじりの権前と申は、かひら国、すいびの室の上人の御

事に而、御本地は、不動明王に而御座。

あらゑひすと申は、西条国へ御使申たる五鳥の事也。末世には、五からすと申也。

かりの宮と申は、千人の后の中に、情有もの、善才王の御母君也。

あすはの権前とは、御妹姫の事なり。

御祭礼之事、三月十五日と九月十四日に、定給ふ。御首を切せ給ふ日は、三月十五日、又、かひらへ国に而、祈かへし給ふ日は、九月十四日也ければ、夫より、二季の法を、御ついせんと申なり。

六月十七夜のくわんけんは、東条国に而、善才王、足引の宮をこひ給ふ時、慰にくわんけんをなしけり、そのいわれとそなり。

殿島に鹿を近付給ふ事、かうひくせんに而、十二年之間、王子を養ひ、守護し奉る故なり。

死たる人を祈かへしては、百三十日にはみたるゝと、すいひのむろの上人の給へとも、五年と申五月五日、午の刻に、さゝるの郡、河井村に而、五体はみたれ給ふ也。夫より、地の権前の御祭礼は、五月五日に有。

扱、きらわせ給ふ産の忌は、七十五日、死ての忌は、百日也。

扱、蔵人は、きひの思ひをなし、「内裏へそうもん申さん」と有ければ、御侘宣に、「王城の丑寅のすみに、きやくせん星、出給ふへし。禁裏、おとろき、あやしめ給ふへし。其時、此由、そうもん可申也。時に、五鳥、おゝく集りて、榊の枝をくわへて、都へあつむへし」との、御たくせんあるによつて、蔵人、王城へのほり、此由をそうもん申に、からす、榊の枝をくわへ

て、おゝく内裏へ参りしなり。又、御たくせんのことく、天上に星出給ふ。

大きに驚き、様々の御祈禱により、蔵人をうちうへんに被成也。御供田、百八拾町の御社領、御寄進のせんし、同年十二月二十一日、御宝前に納給ふ。

殿島大明神の御ちかいに、「われを念する衆生は、かうせんの福喜、子孫繁昌うたかいなし。若し、不審の衆生は、子孫、必らず跡たへて、則、其身はわるく成へし」と、御ちかひなり。信心の弁才天と現し給ひ、一切衆生、諸願何そ万足せざらんやと、諸仏のじひの本地、まちくなれば、観音、大じ大ひのせいくわんこそ、世に勝れおわしませ。悪鬼をはらい、諸仏を敬ひ、仏法を守し給ふ、殿島大明神とあらわれ給ふ也。

他念なく、御前に参り、念する奉は、奉公めうか、あきなひみやうか、本より、此宮に喰草をたくわへすと有上は、こゝろ正直にして有ならば、一粒万倍たかへし。近国他国のものとても、少もおろそかにたまわす、との御せいくわんなり。末世の衆生に至らん也。

此本地よんで、人にほとこさは、十度、御前に参りしにまさるへしと、御せい願也。ほうけん弐年、三月十六日に、平の朝臣清盛、殿島の宮作り思ひ立、知安元年比、縁記を宝前に納め給ふなり。

此縁記、安永弐年巳、閏三月十五日、徳地勧場に而写之。